

平成 21 年 6 月 3 日

各 位

株 式 会 社 リ ミ ッ ク ス ポ イ ン ト
代 表 取 締 役 社 長 吉 川 登
(コード番号：3825)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 三 田 徹
電 話 番 号 (03) 6206-2220

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 3 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 30 日開催予定の第 6 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) グループ会社の拠点を集約し、グループ運営の強化と業務の効率化を図るとともに、管理コスト削減を図るため、本社事務所を平成 21 年 3 月より東京都中央区日本橋箱崎町 20-14 へ移転したことに伴い、現行定款第 3 条で規定する本店所在地を東京都千代田区から東京都中央区に変更をするものであります。
- (2) 機動的な資本政策に対応するため、授権資本株式の発行可能株式数を変更するものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下、「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除し、関連条項の表現を見直すとともに、株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失に係る事務を取り扱いますので、経過措置としてその旨、附則を設けるものであります。
 - ② その他、上記の変更に伴い、条数を順次繰り上げるものであります。
- (4) 経営陣の強化を図るため、取締役の員数を 4 名以内から 5 名以内に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 30 日(火)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 30 日(火)

以上

【別紙】

(下線は変更箇所を示しております)

1. 行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>20,000</u>株とする。</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に関わる株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>③ <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第10条～第17条(条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>4名</u>以内とする。</p> <p>第19条～第48条 (条文省略)</p>	<p>変更案</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>33,480</u>株とする。</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条～第16条(現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>5名</u>以内とする。</p> <p>第18条～第47条(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則</p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第 2 条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第 3 条</u> 本附則第 1 条乃至本条、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>